

TIPLO News

2023 年 4 月号(J284)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な 角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするた めの道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関 するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説す る当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 専利法施行細則第 17、28、90 条を改正 2023 年 5 月 1 日から施行
- 02 「AROO」は「iROO」商標と類似、裁判所は 250 万新台湾ドルの賠償金 支払いを命じる判決
- 03 2023 年半導体ブランド価値番付で、TSMC は 2 位

合湾ハイテク産業情報

- 01 TSMC、Nvidia、ASML、Synopsys の提携により、2 ナノ技術の発展加速
- 02 陽明交大チームが新電解液を開発 耐高熱リチウム電池の安全を向上

合湾知的財産権関連の判決例

01 著作権関連

最高裁判所が《侠客風雲伝》が智冠の著作権を侵害するとの前審判決を棄 《武林群侠伝》の著作権帰属はなお議論の余地があると認定

02 営業秘密関連

特定の会社に専用実施権を許諾した技術情報であり、秘密保持契約が締結 されたものは、営業秘密の秘密性を失わない。

今月のトピックス

J230325Y1

01 専利法施行細則第 17、28、90 条を改正 2023 年 5 月 1 日から施行

知的財産局は公告にて、専利審査の実務上のニーズに対応し、審査効率を高 めるため、専利法施行細則の改正を 2023 年 3 月 24 日に公布し、2023 年 5 月 1日から施行すると通達した。その改正重点は次のとおり。

- 一、分割出願の審査効率を高め、分割後の出願が原出願(親出願)の出願時の 明細書で開示された範囲を越えているか否かを判断するため、分割出願を 行う時、明細書での異なる部分に線を引いたページを添付しなければなら ず、異なる部分について説明することもできるとの規定を追加している (第28条修正)。
- 二、専利法第27条第5項規定により、台湾と相互に寄託の効力を承認する外 国が指定する寄託機関に生物材料を寄託し、法定期間内に当該寄託機関が 発行する証明書類を提出する場合は、国内に重複して寄託する必要はない。 現在台湾と相互承認している外国の寄託機関はすべてブタペスト条約締 結国が認可する国際寄託機関であり、いずれも実務上の利便のために寄託 証明書と生存証明書が統合されていることから、今回の改正では(生物材 料を第27条第5項に定める寄託機関に寄託するときは、)該寄託機関が 発行する証明書類には生存証明を含まなければならないとの規定を追加 している (第17条修正)。(2023年3月)

J230314Y2

「AROO」は「iROO」商標と類似、裁判所は 250 万新台湾ドルの賠償金 支払いを命じる判決

「iROO 」 の 商 標 権 者 で あ る 依 洛 国 際 開 発 股 份 有 限 公 司 (IROO INTERNATIONAL CO., LTD.、以下「依洛公司」) は偉溢国際開發有限公司 (WEI I INTERNATIONAL DEVELOPMENT CO., LTD.、以下「偉溢公司」)に商標権 を侵害されたとして提訴した。依洛公司は、偉溢公司が「AROO」を商標とし て使用しており、その経営する品目もトレーニングウェア等であり、「AROO」 と「iROO」商標の類似度は高く、消費者に誤認を生じさせるため、訴訟を提 起して、偉溢公司に「AROO」という文字の使用を停止するとともに、ドメイ ン名の廃止を行い、かつ 250 万新台湾ドルの賠償金を支払うよう請求した。

知的財産及び商事裁判所は本件に誤認混同のおそれがあるかについて、次の ように斟酌した。

偉溢公司が使用する「AROO」と商標「iROO」の文字を対比すると、その 中の「ROO」部分のアルファベットが完全に一致しており、頭文字の「A」、 「i」についてのみ異なっている。「iROO」の「i」は斜体で表示されているた め、「A」に近い視覚的効果を有しており、全体をみると、その違いはわずか である。また「AROO」と「iROO」はいずれも既存の単語ではなく、それ自 体には特別な意味がなく、識別性を有する。依洛公司は、「iROO」商標の称呼 が「伊路」(音訳)又は「埃路」(音訳)等であり、両者の全体の外観、称呼は いずれも前述の通り同じ箇所があり、類似度が高い商標を構成していると主張 している。

偉溢公司は「AROO」をドメイン名、サイト、蝦皮賣場(Shopee)、FB、 Instagram、Youtube 及び商品等に使用しており、「iROO」商標が使用を指定 している「スポーツウェア」、「服飾品小売」、「小売を目的とした通信媒体にお ける商品の展示、ネットショッピング、消費者への商品情報及び買い物アドバ イスを提供するサービス」と、性質、機能、用途、材料、生産者、販路又は販 売場所、消費者群等の因子において共通する又は関連する箇所があり、もし同 一の又は類似の商標を表示したならば、一般商品の消費者にそれが同一の出所、 又は同一ではないが関連の出所(からの商品・役務)であると誤認させるため、 それが使用を指定する商品又は役務では高度な類似の関係が存在する。

さらに依洛公司から提出された関連の消費者に誤認混同が実際にあったと いう事実証拠によると、確かに消費者が依洛公司の FB ファンページにおいて 「AROO 割引コードをこのサイトでも使用できるか?」「AROO では、写真の ようなインナーとして着られる女性用トレーニングウェアを売っているか?」 というような問合せがあった。当裁判所は総合的に斟酌した結果、「AROO」 と「iROO」商標の全体の外観、呼称にはわずかな違いしかなく、高度に類似 する商標であり、両者の使用する商品又は役務が同一又は高度に類似しており、 関連の消費者に実際に誤認混同がみられた状況から、偉溢公司が「AROO」と いう文字をスポーツウェアという商品やそれを販売するサービスに使用する と、「iROO」商標と「AROO」は同じ出所からのものである、又は使用者の間 に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在す ると、関連の消費者に誤認させるおそれがあると認める。

知的財産及び商事裁判所は、以下のような判決を下した。偉溢公司は 「AROO」を衣料品、服飾品の小売又はその他の類似する商品又は役務に使用 してはならず、並びに上記商品又は役務と関連するビジネス文書又は広告に用 いたり、デジタル動画、電子媒体、インターネット又はその他の媒体等の形式 でこれを行ったりしてはならない。すでに使用している場合は除去しなければ ならない。ドメイン名「aroo.com.tw」の廃止手続を行わなければならない。 偉溢公司は「iROO」と同一の又は類似の文字をそのサイト名、ドメイン名、 電子商取引サイトのアカウント名の主要部分としてはならない。偉溢公司等は 依洛公司に 250 万新台湾ドルを連帯で支払わなければならない。本件は上訴 できる。(2023年3月)

J230325Y8 J230325Z8

03 2023 年半導体ブランド価値番付で、TSMC は 2 位

ブランド価値評価機関である Brand Finance 社は毎年、世界の 5000 トップ ブランドのブランド価値を評価しており、ブランド価値のみならず、「マーケ ティング投資 (Marketing Investment)」、「当事者エクイティ (Stakeholder Equitey)」、「事業収益性 (Business Performance)」等の指標で相対的なブラ ンドカを評価して、ランキングレポートを発表している。

Brand Finance 社が発表した最新の「2023 年半導体トップ 20 (Semiconductor 20 2023)」レポートによると、今年の半導体ブランド価値番

付の 1 位はなおインテル(229.36 億米ドル)が占めており、それに 2 位の台 湾積体電路 (TSMC) (215.64 億米ドル、前年比 5.3%増) 3 位の NVIDA (169.22 億米ドル、同 0.1%増)、4 位の SK ハイニックス (91.46 億米ドル、同 2.3% 減)、5 位のクアルコム (85.83 億米ドル、同 10.4%増)、6 位のブロードコム (82.08 億米ドル、同 28.8%増(成長率は最高))、7 位の AMD (69.36 億米ド ル、同 14.5%増(2020年の5倍近くに成長)) と続いている。台湾ブランド しては、11 位の聯発 (Mediatek) と 13 位の日月光 (ASE) の 2 社がトップ 20入りを果たしている。(2023年3月)

合漢ハイテク産業情報

J230322Y5

01 TSMC、Nvidia、ASML、Synopsys の提携により、2 ナノ技術の発展加

台積電(TSMC)、輝達(Nvidia)、艾司摩爾(ASML)、新思科技(Synopsys) 等半導体大手メーカーは提携して、Nvidia によるアクセラレーテッドコンピュ ーティングを計算リソグラフィ(computational lithography)の分野に使用す ると決定した。業界の話によると、現在のチップ製造プロセスは、物理学的な 限界に近づいているので、計算リソグラフィの革新は半導体製造プロセスを2 ナノに進化させる後押しになるという。

Nvidia の創業者で CEO である黄仁勳氏は次のように述べた。チップ産業は、 世界中のほぼすべての産業の基盤であるので、同社で新たに「cuLitho」を開 発し、パートナーである TSMC、ASML、Synopsys とのコラボレーションす ることは、ファウンドリが生産量を増やし、二酸化炭素排出量を減らし、且つ 2 ナノ以降の先進製造プロセスを構築する基盤とすることの助けとなる。 Nvidia によるこの技術により、現在よりも微細なトランジスタと回路でチップ を設計できるようになり、市場投入までの時間が短縮されるとのことである。

TSMC の CEO である魏哲家氏は次のように述べた。cuLitho チームは、時 間がかかる作業を GPU に移行することにより、計算リソグラフィの高速化に おいて大きな進歩を遂げることができた。この進歩は、TSMC によるチップ製 造において、逆リソグラフィ技術(inverse lithography technology)とディー プラーニングなどのリソグラフィソリューションをより広範囲に推し進め、新 しい可能性を開くので、半導体スケーリングの継続に大きく貢献するものであ る。(2023年3月)

J230301Y5

02 陽明交大チームが新電解液を開発 耐高熱リチウム電池の安全を向上

リチウム電池は現在もっとも重要な電力貯蔵技術であり、国家科学及び技術 委員会は陽明交通大学材料科学および工程学系教授張仍奎のチームをサポー トし、一連のリチウム電池用イオン液体(ionic liquid)電解液を開発した。こ れは従来の材料よりも熱安定性が高く、発揮性が低く、不燃性で、安全性が大 幅に改善されている。

国科会によると、さまざまな種類のエネルギー貯蔵電池の中で、リチウム電

池は高エネルギー密度、高出力密度、低自己放電率という長所を持っているが、 「熱暴走」(thermal runaway) による安全性の問題も抱えているとのことであ る。

上記の問題を解決するために、国科会は張仍奎のチームが一連のイオン液体 電解液を開発したと発表した。イオン液体電解液は、リチウム電池の正負電極 間でリチウムイオンを移動させ、充放電反応をさせる役割を果たすもので、電 池の主要材料である。張仍奎のチームは、イオン液体のマイナスイオンおよび プラスイオン構造の設計、リチウム塩の配合、共溶剤と添加剤の選択において 成果を上げ、リチウム電池の安全性を大幅に改善した。

国科会によると、張仍奎のチームによって開発されたイオン液体電解液技術 は、電池の安全性とサイクル充放電寿命を改善するだけでなく、その優れた熱 分解温度 (摂氏 400 度を超える) もあり、電池の熱安定性を向上させること ができ、電極材料と電極基板の腐食溶解性も低く、電池の耐久性と信頼性を向 上させることができるという。

国家科学委員会によると、張仍奎のチームは長年にわたりエネルギー貯蔵材 料と技術の研究開発に取り組んでおり、エネルギートピックに関する国際ジャ ーナル論文を合計 269 件発表し、国内外特許を 18 件、技術移転許諾を 10 件 取得しているが、今後も産業への応用にも力を入れ、多くの企業や研究開発機 関と産学連携するとのことである。(2023年3月)

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 著作権関連
- 判決分類:著作権
- I 最高裁判所が《侠客風雲伝》が智冠の著作権を侵害するとの前審判決を棄 《武林群侠伝》の著作権帰属はなお議論の余地があると認定

■ ハイライト

最高裁判所は最近、河洛遊戲と智冠科技股份有限公司(以下、「智冠」とい う)との間の知的財産権争議事件について、新たな判決を下した。原判決で上 告人の上訴を棄却した等について、知的財産及び商事裁判所に差し戻した。

最高裁判所は、前審において事実を調べて明らかにすべき部分がなお残って いるのに、証人王美玲、王俊博の証言及び徐昌隆の労働者保険資料のみに基づ いて直接《武林群侠伝》は徐昌降が被上告人(智冠)に在職中に完成した職務 著作だと認定したことには、議論の余地があると認めた。著作権がどちらに帰 属するかについて、裁判官はさらに明確にする必要があると認めた。智冠に《武 林群侠伝》の著作権があるのか、損害賠償、侵害排除、新聞掲載による名誉回 復を請求できるかどうか及び請求権の時効等については、事実を究明してから 結論を出すべきだと認めた。

Ⅱ 判決内容の要約

最高裁判所民事判決

【判決番号】110年度台上字第1167号

【判決期日】2022年2月17日

【判決事由】著作権侵害における財産権争議

上告人 河洛遊戲有限公司 被上告人 智冠科技股份有限公司

前記当事者間による著作権侵害に関わる財産権侵害争議等の事件について、上 告人は 2020 年 7 月 30 日付知的財産及び商事裁判所第二審判決(108 年度民 著上字第3号)を不服として上告したが、当裁判所は以下のとおり判決する。

主文

原判決の上告人による上訴及び訴訟費用部分を棄却し、知的財産権及び商事裁 判所に差し戻す。

事実要約

被上告人は次のように主張した。2001年8月27日に発売されたゲーム「武 林群侠伝」ゲーム著作(以下「武林群侠著作」という)は、その従業員である 上告人徐昌隆が在職期間に職務上で完成させたものであり、当該著作のゲーム 商品の外包装箱及び取扱説明書に表示されているように、著作財産権は上告人 に属していると主張した。その後、徐昌隆は2014年3月7日に上告人河洛遊 戲有限公司(以下「河洛公司」という)を設立した。同社が2015年7月頃に 発売した「侠客風雲伝」ゲーム著作(以下「係争著作」という)が「武林群侠 著作」を剽窃または改作し、その著作財産権を侵害した。さらに、徐昌隆は河 洛公司の法定代理人として、被上告人が被った損害等について連帯賠償責任を 負うべきである。

二 双方当事者の請求内容

- (一) 原告即ち被上告人の請求(1) 上告人は、2400 万台湾ドル及び500 万 台湾ドルを 2017 年 6 月 23 日から、1900 万台湾ドルを 2018 年 6 月 1 日から 共に法定遅延利息を付けて連帯して支払う。(2) 上告人は自ら又は第三者を利 用して係争著作のコンピュータゲーム又は著作物の原本、複製物の配布又は公 開、伝送等を継続して行ってはならず、また、自ら又は第三者を利用して武複 製、改作、散布、公開伝送等による武林群侠著作のコンピュータゲームの著作 財産権を侵害してはならない。(3) 上告人が連帯して費用を負担し、本件民事 最終事実審の判決書の当事者、事由、判決主文をディリーアップル全国版の一 面に5号字体で掲載する。
- (二)被告即ち上告人答弁の請求:原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

- 1.被上告人は、武林群侠著作物の著作権を有するか。
- 2.被上告人は、いつ係争著作の内容を知ったか。
- 3.被上告人は損害賠償、侵害排除、新聞掲載による名誉回復を請求できるか。
 - (一) 原告主張の理由:省略:判決理由の説明参照。

(二)被告答弁の理由:省略;判決理由の説明参照。

四 判決理由の要約

(一) 被上告人は、武林群侠著作物の著作権を有するか。

そもそも、「版権」は正式な法律用語ではなく、民法債編第9節の「出版権」、 著作権法第4章の「製版権」、または「改作権」、「公共放送権」等の著作財産 権かもしれないが、これだけではない可能性がある。被上告人が資金を提供し、 徐昌隆ら 4 名が自身でコンピュータゲームソフトを完成させるという条件に おいて、完成できないならと被上告人に金銭を返還しなければならない契約の 場合、徐昌隆ら4名は経済的、人格的、組織的において上告人との従属性を有 するため、雇用されたと見なすことができるか?これには疑問がある。徐昌隆 ら4名が、係争の制作委託契約を締結した後に「河洛工作室」を設立したこと については、双方当事者も争議しない。また、武林群侠著作の外包装箱の「研 究開発制作」も「河洛工作室」と表示している(一審ファイル(一)46 頁参 照)。徐昌隆ら4名は、完成したコンピュータゲーム著作の著作者であり、上 記約款第 12 条に基づき、被上告人に「版権」を譲渡することに同意している ようである。その他の約款においては、上告人の「発行出版」権限及び徐昌隆 ら4名へのロイヤリティ支払い義務だけが規定されているのと考合わせて、当 該「版権の譲渡」の真の意味は何か?「著作財産権の譲渡」に当たるか?これ らについてはさらに明確する必要がある。原審が明確な推論分析をせず、係争 の制作委託契約を論じずに、直ちに被上告人が係争表示のために、武林群侠著 作の著作財産権を有すると認定したは、やや速断にすぎる懸念がある。

(二)被上告人は、いつ係争著作の内容を知ったか。

2015年1月頃被上告人は、すでに河洛公司がゲームソフト仮称「新武林群侠伝」を開発したことを知り、販売する目的で徐昌隆を訪問したが、河洛公司が宣伝物、包装デザイン原稿を被上告人に提供した等の間接証拠を見れば、被上告人が係争著作の内容をまったく知らない前提で、販売価格を880台湾ドルに設定したことは、情理及び経験法則に反していないと言えるのか?この点に疑義がなくもない。被上告人が主張する著作財産権侵害による損害賠償請求権の時効は、どの時点から起算すべきか?さらに、2017年6月13日に本件の訴訟を提起したことは、時効にかかっていないか?これらは、詳しく追究する余地がある。原審が詳細を追究せず、直ちに被上告人は係争著作の内容を知らなかったと認め、上告人に不利な判断を下したことは、理にかなっていない。

(三)被上告人は損害賠償、侵害排除、新聞掲載による名誉回復を請求できるか。

被上告人は 2016 年 1 月 18 日に河洛公司に書面で権利侵害行為の停止及び賠償を請求した後、当該公司のために付表二番号 2、3 及び付表二番号 3、4 の数量の係争著作物の販売を継続したことは過失相殺でき、裁判所がこの部分の賠償金額を免除することができることは、原審で認められている。よって、被上告人は、河洛公司が上記書面を受領するまでの所得利益についてのみ賠償を請求することができる。原審が付表一番号 1、付表二番号 1、2(共に 2016 年 1 月 31 日まで計算)の販売数量に基づいて、河洛公司の所得を計算し、前記書面を受け取ってから 2016 年 1 月 31 日までの期間の販売数量を控除してい

ないことは、上記の論述に一致しないことに過誤があると言える。

以上をまとめると、本件の上告には理由がある。よって民事訴訟法第 477 条 第1項、第478条第2項に基づき、主文のとおり判決する。

2022年2月17日 最高裁判所民事第5法廷 裁判長裁判官 袁静文 裁判官 陳静芬 裁判官 石有為 裁判官 許秀芬 裁判官 林金吾

02 営業秘密関連

■ 判決分類:営業秘密

I 特定の会社に専用実施権を許諾した技術情報であり、秘密保持契約が締結 されたものは、営業秘密の秘密性を失わない。

■ ハイライト

係争資料は、訴外人 PPG 社からの専用実施権許諾のものであり、且つ PPG 社が日本、中国大陸地区においても同資料について他の会社に専用実施権を許 諾している。だが、係争資料は PPG 社が自社で研究開発したものであり、且 つ PPG 社が日本、中国大陸地区の専用実施権の許諾を受けた会社と秘密保持 契約を締結しているため、係争技術は依然として秘密性を失わない。また、必 成公司は専用実施権者の立場で、営業秘密法により保護される権利主体である ため、法により提訴することができる。

Ⅱ 判決内容の要約

台湾嘉義地方裁判所刑事判決

【裁判番号】107年度知訴字第4号

【裁判期日】2022年3月25日

【裁判事由】著作権法等の違反

公訴人 台湾嘉義地方検察署検察官 被告人 陳寛讃

上記被告人の著作権法等の違反につき、検察官による公訴提起(107年度債 字第 3312 号) を経て、移送のうえ(107 年度偵字第 9337 号) と合併審理を 行い、本裁判所は次の通り判決する。

主文

陳寛讃は中国大陸地区で保有している営業秘密を使用する意図があり、営業 秘密法第 13-1 条第 1 項第 2 号にいう保有営業秘密を許諾を得ずに複製した罪 を犯したので、3年4か月の懲役に処する。

押収物は添付一の番号1から5、7、16の通りであり、これらを全て没収す る。

一 事実要約

台湾必成股份有限公司(以下、必成公司)は、電子工業グレード及び複合材 料のガラス繊維を製造するメーカー(台湾プラスチックグループ関連企業)で ある。陳寛讃は必成公司の元古参社員であったが、2017 年 8 月 2 日に必成公 司に辞表提出、同31日に正式退職、そして2017年10月中旬、泰山玻纖公司 に就職した。

陳寛讃は必成公司の上級管理職として、必成公司内部の技術面や生産効率などにか かわる関連資料のほとんどが、会社が極力守っているものであり、目つ競争相手に知 らせれないようにする営業秘密資料であることを分かっていたはずである。なお且つ、 陳寛讃が署名した「誓約書」には、「在職期間及び就職前に知悉若しくは取得した一 切の技術または資料(会社、前使用者またはその他第三者の営業秘密、並びに会社の 過去、現在及び未来の、第三者と秘密保持を約定した技術資料等を含むがこれらに限 らない)は、全て厳格に守秘しなければならず、本人が在職中か否か、または秘密保 持契約の締結の有無にかかわらず、いかなる許諾を得ない使用またはいかなる方式に よる漏洩も絶対にしてはならない。私は、会社が資料の返還を求めるまたは退職する 際、直ちに全ての関連技術資料を返還しなければならず、いかなる方法による保有も してはならない」と明確に記載されている。したがって、陳寛讃は、必成公司が関連 技術の漏洩を防ぐために、社員に対して漏洩してはならないこと及び退職に際して全 ての技術資料を返還すべきであり、それを保有してはならないよう再三求めたことに ついて知悉したはずである。それにもかかわらず、陳寛讃は、以後就職する会社にお ける自らの価値を高めるために、添付で示した資料が必成公司の著作財産権若しくは 営業秘密またはその両方に属することを明らかに知悉していたのにもかかわらず、無 断で複製の方法で他人の著作財産権を侵害し、並びに中国大陸地区で使用する意図、 且つ、自己の不法な利益を意図して、許諾を得ずに営業秘密を複製する接続的犯意に 基づき、2017 年某日から退職直前に前掲資料を不正に複製した時点まで、必成公司 の著作財産権若しくは営業秘密またはその両方を損害した。

二 本件の争点

被告人による無罪答弁の理由:

被告人は本件の犯行を頑なに否認。主な抗弁は、前掲資料はいずれも同人に よる必成公司における業務執行の際に必要なものであり、もともと複製、保存 する権利を有し、且つ、必成公司の技術はアメリカ企業である必丕志工業公司 (即ち、PPG INDUSTRIES, INC.、以下、PPG 社) から取得したものである ため、必成公司は営業秘密の所有者資格を有さず、さらに言えば PPG 社から 技術を他の海外会社に許諾しているので、必成公司が主張するものである営業 秘密を主張した情報は既に明らかに同業者の間で知悉され、秘密性を有しない。 また、本件の関連資料は他の会社にも当てはめることができないため、経済的 価値を有しない。また、必成公司は本件の関連資料の管理について、合理的な 秘密保持の措置を講じなかった。

三 判決理由の要約

営業秘密の保護要件:

- 1、他人の営業秘密を複製、取得、使用、漏洩する罪の判断は、まず営業秘密の内容及びその範囲を確定しなければならず、そして行為者が複製、取得、使用、漏洩した営業秘密にかかわる技術情報について、秘密性、経済的価値及び秘密保持の措置等があるか否か等の要件を逐一酌量しなければならない。仮にその秘密が抽象的な原理、概念に該当し、且つ一般にこの関連情報にかかわる人がパブリックドメインを介して推知することができるもの、若しくは特別な努力を払う必要なく同様の成果を得ることができるもの、若しくは特定の人員による管理や関連人員による取得の制限等合理的な措置を講じないものは、いずれもこの罪の構成要件に該当しない(最高裁判所 107 年度台上字第 2950 号刑事判決趣旨参照)。
- 2、営業秘密の所有者が秘密保持の主観的意図を有し、事業展開の活動におけ る信頼関係あるいは雇用、販売等契約の中の秘密保持条項に基づき、既に 合理的な秘密保持の措置を講じて、その秘密性を維持し、営業秘密を合理 的に開示して特定の他者に提供した場合は、その秘密性もやはり失わない。 即ち、営業秘密の秘密性は相対性のものであり、絶対性のものではない。 また、営業秘密の保護範囲は、実際的及び潜在的な経済的価値を含み、利 益を得るか否かは問わない。このほか、営業秘密法に言う合理的な秘密保 持の措置に該当するか否かについては、営業秘密の所有者に主観上保護の 意欲があり、且つ客観上は秘密保持に関する積極的な作為もあり、当該情 報を秘密として保持しようとする意思を人に理解させなければならず、並 びに当該情報を容易且つ任意に接触できない方法を以て管理しなければ ならない。事業者が営業秘密の管理について講じた措置の執行方法及びそ の程度は、特定の情報が営業秘密法により保護を受けることができるか否 かの認定に影響する。それ故、事業者は適切及び具体的な営業秘密の保護 方法により、管理の品質及び水準を高め、営業秘密が侵害に遭うリスク及 びその可能性を小さくする。合理的な秘密保持の措置の程度に達したか否 かを判断するには、具体的な事件における当該営業秘密の種類、従業員の 人数の多寡、空間の大小、事業者の財力、マンパワー、並びに社会的通念 を総じて認定するものであり、即ち、たとえ事業の主体が同様の二社の秘 密保持の措置ではあっても、合理的な秘密保持の措置の程度に達したか否 かについては、上記の異なる事業経営状況により、異なる認定となる可能 性があり、一概には言えない。なお、合理的な秘密保持の措置は、単に事 業者が秘密保持の規定を詳細に挙げることを指すだけではなく、一滴の水 も漏らさないまたは金城鉄壁というような秘密保持の程度に達さなけれ ばならないことを指すものでもなく、重要なことは主観上確実に秘密保持 の意欲があるか、及び客観上マンパワー、財力が限られている状況で適切 に実施したかにより、積極的な秘密保持の作為に達しているかを認定する。 別の角度から言えば、仮に事業の主体が既に上記の主観的な秘密保持の意 欲、客観的な秘密保持の措置に達していれば、事業者が自ら定めた一層高 い基準の秘密保持の規範を完全に満たさなかったとしても、これに基づい て合理的な秘密保持の措置がないと軽率に認定してはならない。さもない と、自らで一層高い基準を設ける意欲があるが、マンパワー、財力等その 他現実的な状況により今のところ達成できない事業者を懲罰することに 違いなく、産業全体の発展に不利である。

3、営業秘密が誰に帰属するかについては、原始的取得と承継的取得にわけることができる。後者の状況には大抵他者の営業秘密の譲受け(営業秘密法第6条第1項)、被許諾(営業秘密法第7条第1項)、承継及び営業合併等の事情がある。

(1)秘密性

- a.証人張正権の証言からわかるように、ガラス繊維製品の良不良は、溶融炉の設計、白金ノズルの各項目のパラメータ、原材料の配合方法、スラリー液の配合方法、及び各種プロセスの条件に対する制御によるものである。
- b.ガラス繊維製品の品質の優劣を判断する一つの重点は、「鳥目」の有無及びその深刻さであり、被告人が書いた報告書から見れば、この点も確かに顧客の購買意欲に影響するものであり、且つ鳥目を改善する過程で生産能力と効率についても考慮しなければならず、一方に気を取られると他方が疎かになるということを避ける必要もある。また、証人張正権の証言内容においても、被告人の書いた改善報告書においても、鳥目の発生は張力にかかわると言及しており、この点は白金ノズルの設計と関係している。
- c.異なる業者が同種類の製品を生産する際、生産のプロセス、原材料の配合方法は大抵同様であるかもしれないが、生産する際の任意のステップに一部分でも異なっていれば、最終結果の優劣に影響する可能性があり、成功した業者は当然この種の重大な差異を安易に競争相手に漏らすことを望まない。この差異性は当然ながら関連専門分野の者にも知悉されず、秘密性を有する。

(2)経済的価値性

- a.必成公司は電子工業グレードガラス繊維の世界市場シェアにおいては約15~20%を占め、凡そ40億台湾ドル(以下、同)である。中国と台湾の工場合わせた生産力は凡そ23万トン、電子工業グレードガラス繊維の世界市場におけるシェアは約16%であり、現在の市場シェアが最大であるため、必成公司が電子工業グレードガラス繊維の分野において相当程度の競争力を有していることは明らかである。必成公司がガラス繊維を生産する際、研究・発明・改善したソフトウェア・ハードウェアの施設、生産ラインの計画、原材料の配合方法、及び製造プロセスの設計等を使用することは、当然ながら、良好な製品の品質の維持、生産効率の向上、製造コストの低減等と密接に関連している。したがって、本件における上記の情報にかかわるあらゆるファイル・資料は、実際的または潜在的な経済的価値を有しないとは確かに言い難い。
- b.たとえ被告人が抗弁したように、必成公司の使用した生産設備が旧型設計で、溶融炉のトン数が同業者より少なく、且つ関連のパラメータを同業者に直接当てはめることができないとしても、上記情報にかかわるファイル・資料が依然として経済的価値を有するとの認定を妨げるものではない。同業者による参考、検討に供することができる資料でありさえすれば、それを以て学習時間の節約、または錯誤の減少により、生産効率を上げることができるので、経済性を有する。それ故、

経済性を有するか否かを判断するにあたって、当該技術が業界最新のものか、生産効能が業界最大であるかとは実は必然的な関係がなく、 当該技術が営業秘密の所有者に実際的及び潜在的な経済的価値をも たらすことができれば足りるのである。

(3)合理的な秘密保持の措置

必成公司は技術の関連資料の漏洩を防ぐために、多くの制限措置を講じ た。

- a.門限を設け、並びに写真及び撮影機能が付いている機器、ノートパソコンを工場に持ち込むことを従業員に禁止している。
- b.コンピュータの USB ポートに使用制限をかけ、且つ情報安全の管理 について関連規定を設けている。
- c.一部の図面、文書に「confidential」という機密表示、「**制限される文書、無断複写禁止**」、「密」等の文字を記載し、当該図面、文書が機密性を有することを対外的に表明することは、必成公司に主観上は秘密保持の意欲があるということであり、且つ客観上は秘密保持についての積極的な作為がある適例である。
- d.秘密保持の関連契約を締結するよう下請業者に求めている。
- e.「誓約書」への署名を従業員に求め、従業員による営業秘密法の罰則 の知悉を確保し、並びに従業員に在職中における秘密保持、退職時に おける既知、保有の技術または資料の返還を保証させている。
- (4)本裁判所により営業秘密と認定された一部のファイル・資料(詳細は後述)について、必成公司は被許諾者の立場であり、依然として営業 秘密法における権利の主体に該当する。

たとえ被告人が述べたように、PPG 社に他の会社(日本電気硝子株式 会社 NEG、中国中国大陸淄博中材龐貝捷金晶玻纖有限公司)と許諾関 係(本裁判所巻二十三365ページ)であるとしても、これは特定の地 域における専用実施権許諾契約に該当するはずであり、契約の双方が、 技術の漏洩がないことを確保するために、必然的に秘密保持について の関連協定に署名することになり、さもなければ重大な技術の原始的 所有者、即ち PPG 社による技術の再許諾サブライセンスの利益を損 なうことになる。必成公司と PPG 社との許諾契約第2条から見れば、 必成公司は PPG 社から取得した技術資料を厳格に守秘しなければな らず、並びに必成公司に技術資料の保存・取得の権限を制限しなけれ ばならないと求め、且つ権限を取得した者も秘密保持協定に署名しな ければならない等の文字(偵3312巻81ページ)を双方により約定し ていたことも証明できる。また、上記第三者会社の二社が所有してい るガラス繊維の製造プロセス技術は、PPG 社との許諾関係という特殊 な繋がりを介して取得したもの(必成公司と同様)であり、同社がも ともと知悉していたものではない。この点から見ても、PPG 社の関連 技術資料は確かに「関連情報にかかわる一般人が知悉するものではな い」ということを実証したことに外ならない。仮にガラス繊維につい ての PPG 社の製造プロセス技術は、既に関連情報にかかわる一般人 に知悉されているものであり、秘密性を有しないならば、なぜ必成公 司を含む多くの会社はわざわざ PPG 社と許諾契約に署名しなければ

ならないのか。したがって、被告人が抗弁したような、PPG 社が技術 を他国の会社に許諾したから、関連技術資料は秘密性を有しない云々 については、明らかに誤解があり、信用するに足りない。

以上を総じ、本件における事実証拠は明確であり、被告人の犯行を認定する に足りるので、法により罪責を論じ、刑罰を課すべきである。





事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所

© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.